

奈良教育大学地域教育研究拠点規則

平成29年7月21日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学地域教育研究拠点（以下「拠点」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 拠点は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第19条に規定する教育学部、同第20条に規定する大学院教育学研究科及び同第23条から第24条の5に規定するセンター等の教育組織を横断するものとして、「養成」と「研修」の融合を図り、学内組織（入試室、教育課程開発室、就職支援室及び企画・評価室等）（以下「学内組織」という。）の連携・協働を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 拠点は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 地域教育研究拠点長（以下「拠点長」という。）
- 二 拠点業務を担うことを目的として採用された者
- 三 学長が指名する者 若干名

2 前項第三号の者は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号に掲げる者の任期は、副学長（教育担当）の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合に補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第5条 拠点は、次の業務を行う。

- 一 「養成」と「研修」の融合に関すること。
- 二 学内組織との連携・協働による教員養成・研修の機能強化に関すること。
- 三 その他、拠点の運営に関すること。

(拠点長)

第6条 拠点長は、副学長（教育担当）をもって充てる。

2 拠点長は、拠点の業務を掌理する。

(副拠点長)

第7条 拠点長は、第3条第1項第二号及び第三号に規定する者の中から副拠点長適格者を学長に推薦することができる。

2 副拠点長は、拠点長の職務を補佐し、拠点長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務)

第8条 拠点の事務は拠点長の下、各課の協力を得て処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。